

区分支給限度基準額及び訪問介護の利用割合が高いケアプランの届出について

1. 概要

令和3年10月から、より利用者の意向や状態に合った訪問介護の提供につなげる
ことのできるケアプランの作成に資することを目的とし、区分限度基準額の利用割合
が高く、かつその利用サービスに占める訪問介護の割合が高いケアプランのうち、本
市が指定するものについてケアプランの届出をするもの。

なお、この取組みは、サービスの利用制限を目的とするものではありません。

2. 対象となるプラン

(1) 居宅介護支援事業所を抽出する要件

居宅介護支援事業所ごとに見て、

① 区分支給限度基準額の利用割合が7割以上
かつ

② その利用サービスの6割以上が「訪問介護サービス」

(2) 該当する居宅支援事業所の介護支援専門員が令和3年10月1日以降に作成ま たは変更したケアプランのうち、本市が指定するもの

3. 届出が必要なケアプランの連絡および届出の期限

居宅介護支援事業所に個別に通知（令和4年2月以降を予定）

4. その他

(1) 提出書類

① 区分支給限度基準額及び訪問介護の利用割合が高いケアプランの届出書
（兼理由書）

② アセスメント票及び居宅サービス計画書「第1表」～「第3表」

(2) 提出方法等

提出方法：郵送

提出先：〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市役所健康福祉局介護保険課

電話番号：052-972-2594